

第46回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1．日時：2019年6月6日（木）14:29～15:30

2．場所：合同庁舎8号館1階S101・103会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司座長、飯田泰之座長、
高橋滋部会長、野坂美穂座長、林いづみ座長、原英史座長

4．議事概要：

司会 それでは、時間になりましたので、第46回「規制改革推進会議」後の大田議長、金丸議長代理、野坂座長、飯田座長、高橋部会長、林座長、安念座長、原座長による記者会見を開始いたします。

議事の進行を大田議長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

大田議長 お待たせいたしました。今、総理に第5次答申を提出いたしました。最初に、提出後の総理の御発言から御紹介いたします。

「今回の答申では、全ての小・中・高校におけるデジタル技術の活用を通じた教育の質の向上、副業・兼業を促進するための労働時間の通算のあり方の見直しや介護休暇の柔軟な取得を可能とする制度改革など、働き方改革の一層の推進、さらに地方創生の観点から、地域再生に資する事業に係る地銀の出資規制見直しや、畜舎のコスト削減を図るための規制改革など、幅広い分野で大胆な提言をいただきました。政府として、この答申を受け、直ちに規制改革実施計画を策定し、改革の実現を急ぐ考えであります。

規制改革は安倍政権の成長戦略の柱です。この3年間、規制改革推進会議の皆様のお力を得て、幅広い分野にわたって大胆な改革を力強く進めることができました。大田議長、金丸議長代理を初め委員の皆様には大変なお力添えをいただいたことに改めて感謝申し上げます。

また、皆様の御協力によりまして幾つかの改革をなし遂げることができたわけですが、同時に、大田議長からお話があったように、時間がかかり過ぎる。この時間軸では今の大きな変化の状況の中で日本の行く末が心配ではないかという趣旨のお話をいただいたわけですが、安倍政権としても、その議長の懸念はしっかりと受けとめながら、スピードこそ最も重要な要素であるという認識を持ちながら、しっかり改革に進んでいきたいと思っております。」

それでは、各ワーキング・グループ、部会長から、答申のポイントを簡単に御説明いたします。お手元の報告書を使って御説明いたします。

最初に、行政手続部会の高橋部会長から申し上げます。

高橋部会長 恐れ入ります。順番が前後しておりますが、58ページをごらんいただけれ

ばと思います。

私の担当は行政手続コストの削減でありまして、58ページの最初にございますように、来年の3月までに行政手続コスト、事業者の作業時間を20%削減するという目標で取り組んでまいりました。来年の令和2年3月までの確実な削減を達成するために各省の基本計画をチェックし、さらなる取組の強化策というのを各省にお願いしている、ということでございます。

さらに、それを踏まえて深掘りをするという趣旨から、60ページをごらんいただければと思います。特に、中小企業の働き方改革などを支援するために、中小企業や小規模事業者向けの補助金や社会保険手続について、一つのID・パスワード、これは経済産業省の法人認証基盤を利用することになりますが、このような政府全体で一つのID・パスワードでオンライン申請ができるように体制を構築するというのを各省にお願いしているということでございます。

61ページをごらんいただければと思いますが、こちらは大企業のほうの要望が特に強かった事項でございます。保育所の入所時の就労証明作成手続が各自治体でばらばらであったということから、大企業には非常に負担になっているという声が多かったわけです。そこで、標準様式の普及に向けて地方公共団体に働きかけるとともに、特に大都市で取組が遅れておりますので、大都市向けの標準様式を作成してこれを徹底するということとし、全体の70%まで標準様式の利用者を上げていく目標を掲げて、子ども・子育て本部等に取組をお願いしております。

最後、61ページでございます。これまでのご紹介は国の取組でございますが、地方公共団体にも同種の取組をお願いしております。一部の先進的な地方自治体では国を上回る先進的な取組がされています。こういう取組を各省が把握して幅広く全国の地方公共団体に徹底していくための方策、その内容を具体的に62ページにおいて、実施事項として記載しております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

大田議長 続いて、農林ワーキング・グループの飯田座長、お願いいたします。

飯田座長 では、農林分野の答申について、御説明申し上げます。

我が国の農業が高齢化、そして、人手不足といった問題に直面していることは御存じの向きも多いかと存じます。その解決、または改善のためにデータと先進技術の活用を促進し、生産性の向上を図り、さらには若者等の農業参入を促進するといった対応が必要です。このような成長産業化に向けては、安価で良質な生産資材が必要であり、こうした問題意識の中、農林ワーキング・グループでの議論を踏まえて答申を取りまとめました。

主なポイントについて説明申し上げますと、まずは5ページ、ドローンの活用を阻む規制の見直しであります。昨年、第4次答申を受け、航空法、農薬取締法に基づく規制については利用可能な農薬の種類拡大を目的とした検査方法の見直し等が行われ、また、ドローンの機能を踏まえたマニュアル等が近々に策定されることとなっております。

今回は新たに電波法に基づく規制に関連して農業用ドローンの携帯電話電波の利用を拡大させる制度改正を提案いたしました。遅くとも令和2年中にユーザーがウェブサイト経由で携帯電話事業者に申請する、そういった方法によって飛行可能とできるようにしていきたいと考えております。

続きまして、8ページ、高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直しであります。こちら前回答申を受けまして、トラクターに農機や除雪機を装着するタイプに関しましては規制緩和の基準が明確になっております。続きまして、農機や除雪機を牽引するタイプにつきましても道路運送車両法、道路交通法等の規制の洗い出しを行った上で、制限速度等の対策を講じた上で、農機・除雪機への制動装置の設置を免除する等、規制の緩和に向けての周知を進めていきたいと存じます。

次に11ページ、農薬取締法に基づく規制の抜本的な見直しについてであります。現在、農業競争力強化プログラムに基づきまして取り組まれている生産資材改革、その中で肥料は非常に重要なポイントとなっております。しかしながら、依然、諸外国と比較すると国内肥料価格、高いという情報も多くございます。その中で、民間の創意工夫を引き出すように規制の抜本的な見直しを行う、それによってコストの引き下げを検討していくことと考えました。

アの公定規格につきましては、普通肥料の登録基準のことでありますが、現行の規格は詳細過ぎて把握が難しい、また、主成分の最小量、または副産物肥料の原料拡大等、こういった部分に対応した肥料の種類そのものを大きくり化していくことを提言しております。また、現在、堆肥などの特殊肥料であったり土壌改良資材は普通肥料との混合が認められていませんが、現在のニーズから考え、これを原則認めるものとするいたしました。

農林水産省におかれましては、このように法改正に向けた抜本的な見直しを求め、また、肥料取締法という昭和25年以来の題名についても変更を含め、よりふさわしい題名を検討いただくことを求めています。

次に14ページ、畜舎に関する規制の見直しであります。現在、畜舎についても人が住む住宅や建築物と同様に、建築基準法に基づく安全規制が行われております。過去もこういった中で畜舎の基準、緩和を行われてはまいりましたが、ますます国際的な競争にもさらされつつある畜産業において、現在、生乳コストの5%を畜舎の建設費が占めるという試算もございます。このようなコスト高の原因となる畜舎に関する規制に関して、その緩和の要望が出されておる状況です。そのため、農林水産省が国土交通省の協力も得ながら、畜舎を建築基準法の適用対象から除外する特別法を検討する。そして、所要の法律案を整備するという方向でまとめております。

さらに15ページ、こちらは農作物栽培施設にかかわる立地規制の見直しと名づけておりますが、いわゆる野菜工場または植物工場と呼ばれている施設が、その名称もございまして、建築基準法上、住居地域等に建設することが認められておりません。今回、本年中にこのような解釈の見直しについて特定行政庁に検討を促すことにしております。

既に昨年の規制改革実施計画を受けて、鉄道高架下における農作物栽培施設設置については国土交通省から特例許可の対象とできるという技術的助言をいただいております。今回、さらなる対応といたしまして、既存の商業施設を用途変更し、栽培施設を設置する場合においても特例許可または用途変更ができるという技術的助言を令和元年中に速やかに発出することとなりました。

私からは以上です。

大田議長 水産ワーキング・グループの野坂座長、お願いします。

野坂座長 それでは、水産分野の答申につき、座長である私より御説明いたします。

水産分野は合わせて4項目について答申を取りまとめました。水産ワーキング・グループの立ち上げ以降、水産改革について議論を行い、これを受け、漁業法が70年ぶりに改正されました。

お手元の資料の17ページをごらんください。改正漁業法については一定の評価を行っておりますが、改革の趣旨を実現するためには、現場において地域の実情を踏まえながら透明性の高い運用が行われることが必要不可欠です。本答申では、まず改正漁業法の運用について、資源管理、許可漁業、漁業権漁業、漁協の4つの内容について指摘を行っております。

資源管理については、最大持続生産量に基づく目標管理基準を下回る資源量の魚種全てについて資源回復に向けたスケジュール、具体的対策等を定めたロードマップの策定を行うべきであるとししました。

許可漁業については、漁業許可の適格性の要件である生産性について、魚の種類、漁業の種類ごとに明確化することなどを求めています。

漁業権漁業については、漁業権付与等に関する判断基準となる漁場の適切かつ有効な活用の基準を明確化することなどを求めています。

19ページをごらんください。漁協については、収入等を明らかにした上で、漁協の経営に関するKPIの設定や組合員資格審査について、客観性を担保し得る形のガイドライン策定を行うよう、提言しています。

次に、水産業の成長産業化に向け、水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検を行うことを求めました。具体的には、実態調査と合わせ取引適正化に向けたガイドラインの策定や事業者への自主行動計画の策定の働きかけなどを求めています。なお、先ほど御説明した漁協や流通については、公正取引委員会とも連携して、独占禁止法上、問題となる事案があった場合には、その是正を図ることを求めています。

20ページをごらんください。3点目として、漁業の成長産業化は漁船の大型化による生産性の向上が必要不可欠ですが、総トン数20トン以上の漁船は海技士2名の乗組みが必要となるため、この規制を逃れるため、現場では20トン未満の漁船が多くなっており、成長産業化を阻害しています。

そこで、100海里以内を航行する総トン数20トン以上、長さ24メートル未満の漁船につい

て、海技士の乗組み基準を見直し、20トン未満の漁船同様、小型船舶操縦士1名でも航行できることとしました。

21ページをごらんください。最後に、水産業の成長産業化の中心を担うことが期待される養殖業において、仮に魚病、つまり、魚の病気が発生した場合は投薬など速やかな対策をとることが必要であり、魚病対策を迅速に行うことのできる体制を整備することが重要です。そのために、水産用医薬品の使用基準を見直すとともに、全ての養殖地域で迅速な魚病対策が行われるよう、魚病に詳しいかかりつけ獣医師の確保と、これら獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築することを求めています。

私からは以上です。

大田議長 医療・介護ワーキング・グループの林座長、お願いします。

林座長 ありがとうございます。

お手元の23ページからをごらんください。冒頭記載しましたとおり、我が国は世界において類を見ない少子高齢社会に突入しており、社会保障関係費の急増が見込まれ、こうしたことから、国民が抱える将来の不安感、危機感は消費や投資の停滞にもつながり、日本経済全体の成長の阻害要因ともなっております。これを解決するためには、IoTやAIによるデータ利活用を促進することが重要であると考え、今期の医療・介護ワーキングとしては、この医療分野におけるデータ利活用の活用に重点的に取り組みました。

23ページ、(1)、ごらんください。アでございます。健診情報を利活用するための環境整備です。残念ながら、法令には健診データが個人に帰属することについての明示的な規定はございません。そこで、まずは当事者がデータ利活用に関する方針に合意した上で、契約において情報の取り扱いを明確に定めることが必要になります。

実施事項ですが、a、データ利活用の必要性や活用方針を明確にし、公表する。

b、データ利活用のための契約の条項例などをガイドラインの形で示すこととしております。

イは、標準規格の確立です。治療や予防のためには診療・健診データの履歴が管理されることが重要です。そして、それが活用されるためには、医療機関や保険者の間で共通のデータ標準に準拠してデータが管理される必要があります。この点について、厚労省もこれまで取り組んでおりますが、レセプトなどを例外として十分な結果は得られておりません。マイナポータルを活用したPHRサービスが予定されておりますが、それが始まる前にこうした医療分野における標準規格の基本的なあり方を検討して、あわせて官民の役割分担を含む運営体制を構築することを掲げております。

ウでございますが、基本的な考え方に書きましたように、こうした技術革新が進む中で地域の内外で最適な患者へのサービス提供や、また、先端医療の創出が一段と進むと予想されます。ただし、その実現には、さまざまな主体が健康・介護などの他の分野と連携し横断的に情報をやりとりするための環境整備が必須であります。しかしながら、その際に現在のような医療分野における個人情報保護法制、条例の2,000個問題もございます。そう

いった個人情報保護法制の複雑性は新たなサービスやビジネスの創出の阻害要因となります。これらの問題の抜本的な解決に向けて、医療における個人情報取り扱いに関する特別法の立法などが必要という意見もございます。

こうした考え方に基きまして実施事項でございますが、今後の医療分野におけるデータ利活用の促進及び必要に応じて個人情報保護法制の議論に適切につなげるよう、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを初めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得ることとしております。

以下、項目を御紹介させていただきます。

傷病名を含む医学用語の統一。

地域医療連携ネットワークにおける患者情報共有の際の同意の在り方。

26ページのカですが、健康・医療・介護に係るビッグデータの民間開放。

27ページ、キ、患者本人による診療録等の個人情報の本人開示請求の適切なあり方。

(2)としまして患者による医薬品情報へのアクセス改善。

28ページ、機能性表示食品制度の運用改善。

29ページ、日本医療研究開発機構、いわゆるAMEDの研究開発に係る各種手続の簡素化。

30ページ、社会保険診療報酬支払基金に関する見直し。

支払基金については今国会におきまして70年ぶりの抜本的な法改正が成立したところでありますが、引き続き、これまでの進捗を踏まえて具体化された改革の工程をフォローアップしていく必要があります。

そこで、実施事項ですが、今後、支払基金の審査事務局におけるレセプト事務点検業務などを全国地域10程度設置予定の審査事務センターへ集約する計画が立てられております。その具体的な工程を明らかにして公表すること。また、cですが、支払基金と国保中央会などの審査支払機能の効率的なあり方について、具体的方針・対象業務・工程などを公表することとしております。

その他、重点フォローアップとしましてオンライン診療、オンライン服薬指導、電子処方箋の普及促進、また、この規制改革会議によって創設された患者申出療養制度につきましては、皆様御案内のとおり、今般、がん遺伝子パネル検査が保険適用になります。しかしながら、その結果、自分のがんに使えそうということがわかった抗がん剤についても、適応外で保険適用にならない患者さんが出てまいります。そういった方たちがこの患者申出療養制度を迅速に活用できるようにあらかじめプロトコルを準備しておくということを今、厚労省で進めていただいております、これをフォローすることとしております。

以上です。

大田議長 保育・雇用ワーキング・グループの安念座長、お願いします。

安念座長 保育・雇用ワーキング・グループの座長を務めました安念と申します。

まず、33ページをお開きください。我々が目指しましたのは、多様な人々が共存できる社会を実現する働き方改革です。本日は、主な答申事項として3つの改革についてお話を

申し上げます。

第1は、ジョブ型正社員の雇用ルールの明確化です。

日本では労働契約の締結時に詳細な労働条件について明確な合意がなされず、企業の包括的な指示のもとで労働条件が曖昧なままで働いている労働者が少なくありません。介護、育児、病気の治療等、個人が事情を抱えながら働く場合、働く場所、職務、労働時間等の労働条件を自らが指定したいと考えまして、不本意ながら非正規社員として働いている人も少なくないのが実情です。しかし、御案内のように非正規社員の場合、正社員と比べて処遇等、様々な点で格差が大きく、また、雇用自体が不安定でありますために、国も正社員転換できるような支援を行ってきたところであります。

そこで、勤務場所などの労働条件を限定する場合、その限定された労働条件について、労使間での確認と合意の手続が明確化され、労使双方が納得できることで正社員として働ける人が増えるのではないかと考えました。

具体的に申しますと、勤務地限定正社員、職務限定正社員などを導入する企業に対し、勤務地や職務などの労働条件について、労働契約の締結時や変更の際に労働者と使用者との間で書面による確認と合意が行われるよう、厚労省においてしかるべく検討していただくようお願いをしているところです。

なお、この答申に沿って検討を進める場合、法令改正を含めた具体的なルールづくりが必要になってくる可能性がありますので、その場合には労働者、使用者、有識者等、関係者間での十分な合意によるプロセスがとられていくものと考えております。

なお、有期労働契約が更新されて通算5年を超えた労働者の申し出によって、無期の雇用契約に転換できる制度があり、これを無期転換ルールと呼びます。この制度も非正規雇用の方の正社員化を促進する方策の一つですが、その周知が不十分ではないかという意見が多くありました。そこで、厚労省に対し、無期転換ルールの実施状況の検証、あわせて労働者に対する無期転換制度の周知のあり方を検討するように求めました。

34ページをごらんください。第2に、介護離職ゼロに向けた対策の強化について御説明をいたします。

働きながら介護する労働者が増えております。その結果、年間の介護離職者は約10万人に及んでおります。政府はこれまでも介護離職ゼロに向けた取組を進めてまいりましたが、今後のさらなる高齢化の進展を考えると、より一層の対策が必要であろうと考えられます。そこで、本答申では、次の2点の取組を求めました。

第1は、介護休暇制度のさらなる柔軟化です。

改革を求めた背景には、認知症高齢者の急増があります。認知症は症状の変動が大きいため、頻繁にケアプランを見直す必要があります。ケアプランの見直しは1時間程度で済む場合が多いのですが、この見直しで家族が立ち会えるようにするための制度が介護休暇制度です。しかし、現行の介護休暇の取得単位は半日以上とされているために、利用しづらいといった声が寄せられました。そこで、本答申では、より小刻みに柔軟に休暇がとれ

るよう、取得の単位を半日から時間に見直すことを求めました。

介護離職予防対策の第2点目は、労働者が介護に直面した場合にどこから手をつけてよいかわからないという状況に陥ることがないように、仕事と介護の両立支援制度の使い方などを労働者に効果的に周知させる策を検討するよう求めました。

35ページをごらんください。第3に、日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備について御説明いたします。

現在、国内の外国人労働者は150万人に迫っておりまして、就職先企業も住所も全国各地に広がっております。日本で働くに当たり、日本語は仕事のツールとして欠かすことができません。そのため、本答申では、企業や自治体に対する就労のための日本語教育に国の積極的な関与を求めました。企業支援としては厚労省に対し、「外国人就労・定着支援研修事業」の活用を促し、その研修カリキュラムを提供すること、また、働くための日本語能力の評価のために各企業が活用できるツールの作成と提供を求めました。

自治体支援としては、文科省に対し、地域日本語教育の総合的な体制づくり支援事業のさらなる展開によって、自治体での日本語教育の重要性を周知すること、日本語教師のスキルの標準化を図るために日本語教育人材養成研修カリキュラムの一層の普及を求めました。

私からは以上です。

大田議長 投資等ワーキング・グループの原座長、お願いします。

原座長 答申、41ページ以降でございます。

まず教育です。第4次産業革命の対応として教育のバージョンアップは欠かせません。これまで規制改革推進会議で遠隔教育の中学での導入などに取り組んでまいりました。さらに、その先にAIの活用で、子供たち一人一人に応じた教育の手法など、多くの可能性が広がっています。今回の答申では、まず世界最先端の質の高い教育を5年以内の実現するとの目標を定めました。その上で、パソコン1人1台の早期実現を求めています。昔から学校では机、椅子は当たり前のように生徒、子供たちに支給されているわけです。しかし、パソコンは現状では5.6人に1台しか設置をされていません。これではデジタルが当たり前になる未来に向けて、最善の教育などできるわけがないということだと思っています。

クラウドの活用、デジタル教科書のあり方のさらなる見直しなども求めています。

その次に、個別のオンライン学習などを活用した世界最先端の教育環境の実現のための措置、教員のあり方の見直しなどについても求めているところです。

1点だけ補足をいたしますと、今回の答申に至る議論のプロセスで私たちの会議が義務教育への通信制の導入を求めている、これに対して反対だといったような議論が出てきたことがありました。事実としては、私たちは現在の通信制を前提に、それを義務教育に導入すべきだとの議論は全くしていない。これは会議の中でも繰り返し言っていますので、議事録で確認いただければと思います。

高校では既に通信制の仕組みを活用して通信の学習と教室での学びを組み合わせるなど、

新しい試みが始まっています。今後、AIを活用した個別の学習などがさらに進んでいく中で、小中高を問わず、いずれにおいてもより質の高い教育をどうやって実現していくのか、これはどうしても課題になるわけです。私たちは今回の答申の中で、世界最先端に向けたあるべき議論の入り口を開いたということでございます。

43ページの下の方から次の項目ですが、フィンテックです。

デジタルな賃金の支払いを年度内、できるだけ早期にやっていただく。

次の項目、イですけれども、資金移動業の送金上限については本年度早期に措置をしていただくといったことを求めています。

1つ飛ばしていただいて、今回、私たちの会議で特に注力いたしましたのは、工の中小零細企業の資金調達の多様化です。特に中小零細企業の場合、短期、超短期の資金ニーズの問題が生じがちです。銀行ではお金を借りられず、結果としてたまたま手元に資金がないために大きなビジネスチャンスを逃してしまう。時には黒字倒産などということも起きるわけです。

フィンテックの進展によって、こうした問題に対応して、取引データを活用したトランザクション・レンディングなどといった新たな融資が可能になりました。このような短期、超短期の資金ニーズに対応することが技術的には可能になっています。しかし、現行の金利規制などの制約により、現状では普及に至っていません。金利規制に関して言えば、現状では年利ベースでの上限規制がかかっています。例えば1日だけの融資でコスト回収するための金利を乗せる。年利に換算するとオーバーしてしまう、こういった問題があって現状では制約されてきたわけでありまして。こういった問題の解決のため、短期の資金ニーズの調査、海外の法制度の調査などを行い、制度の見直しを含めた方策のあり方を検討いただくということにしております。

46ページ、電力小売市場の活性化です。これは一度、意見書のときに御説明していますので、もう繰り返しませんけれども、これも大変重要な項目でございます。電力システム改革を2013年以降進めてまいりましたが、現状において大手電力会社と新電力との間で実質的な競争環境がまだまだ整っていないということだと認識をしています。その最大の問題が発電設備の約8割を大手電力会社が保有をしている。発電市場の独占力をてこにして、小売市場で競争を制限し得るといことなわけです。

そのために今回、私たちが求めていますのは、売り手と買い手の問題が一つです。現状ですと取引所での取引で、大手の電力会社さんが売り手と買い手と両方、演じている。同じ担当者が両方やっているといったこともあるわけです。発電部門と小売部門が分かれて売買の入札を行うなどといったことを明確にさせていただくことを求めています。

2つ目に透明性の確保、これも大変重要な項目でございます。発電所の稼働状況などの情報が現状では十分に開示されていると言えません。この結果、大手電力会社が発電所の稼働状況について自分では情報を持っている。一方で、それ以外の事業者は情報を持っていないという問題が生じているわけです。情報の開示、透明性の確保、さらに向上して

いくということを求めているわけでございます。

その後、48ページの下のところから地方創生のための銀行の出資規制の見直しです。現状では銀行の議決権保有については5%ルールという制約があって、一定の例外は認められています。今回、地方創生の観点から追加的な例外を認めていただくように求めました。例えば事業再生会社の議決権保有について、合理的な経営改善計画が策定された案件で一定の要件を満たす場合などについての例外を求めているところです。

最後に、49ページ以降で、これまでの答申のフォローアップも力を入れて取り組んでまいりました。これまでの答申の中で電波制度改革、モバイル市場の競争環境などの項目があったわけです。特に一番最後の項目、パラグラフで同時配信の著作権の扱いについて触れています。先般、放送法の改正がなされてNHKの常時同時配信が可能になりました。しかし、同時配信に関して、かねてよりずっと問題にされておりましたのは、著作権の権利処理が制約になっているという問題でございました。

昨年答申で、この同時配信に関する著作権の取り扱い、権利処理に関して必要に応じた制度の見直しを本年度中としておりました。現状でフォローアップをしている中で、この検討は必ずしも順調に進展しているとは言えないということだったと思います。このため、今回の答申の中でも、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始していただく、その上で必要に応じた見直しを本年度中に行っていただくということを再度明確に確認させていただいているということでございます。

以上です。

大田議長 51ページからの「その他の重要課題」は本会議で議論をした項目です。

総合取引所についてだけ、御説明いたします。

御存知のようにJPXグループと東京商品取引所（TOCOM）との間で基本合意がなされ、貴金属や農産物はTOCOMから大阪取引所に移管することとなりました。その移管の時期ですが、52ページ「実施事項」のbにありますように、前倒しをして2020年度上半期、来年度上半期を目指すこととなりました。

基本合意では、石油市場は当面、大阪取引所に移管しないとされています。しかし、エネルギー関連のデリバティブについても金融証券分野と一体で、ワンストップで取引がなされたほうが商品市場の活性化のためには望ましいと考えております。

そこで、実施事項のdにありますように、この石油市場の移管の時期について、これは当事者であるJPXグループとTOCOMが決めることではありますが、金融庁、経産省においても関係者と協議を行う。2020年度以降、速やかに、ということが書いてございます。

今、TOCOMに上場されているのはドバイ原油ですが、WTI原油、ブレント原油といった他の石油商品を上場する場合はどうなるのか。基本合意では「新たな石油商品の上場は両者間で協議する」とされています。これについては、今回、実施事項aにありますように、大阪取引所に商品を上場する場合に必要な経産大臣、農水大臣の同意要件が明確にされました。これが高い透明性を持って実行されるように今後見ていく必要があります。

以上が今回の第5次答申です。

答申の回数を年2回に増やし、3年間で5回の答申を行いました。これが最後の答申になりますので、この3年間でざっと振り返ります。

まず農林分野では、農業改革、農協改革だけではなくて、酪農、水産業、林業というこれまで改革がなされてこなかった分野での改革を行ったことは大きい成果です。

医療・介護分野では、介護サービス改革として保険診療と保険外診療の組み合わせなどを行い、オンライン診療、オンライン服薬指導に道筋をつけ、あわせて長年の懸案であった社会保険診療報酬支払基金の改革を行いました。

保育・雇用分野では、育児や介護をしながら働く際の阻害要因を網羅的に取り上げました。また、外国人留学生など、これまで規制改革で取り上げられなかった分野での改革を行いました。

投資等分野では、20年以上改革が進んでいなかった電波制度、それに関連して放送制度、携帯電話市場の包括的改革を行ったことが大きな成果です。

そして、行政手続部会が今回初めて設置されましたが、来年3月までの3年間で事業者が行政手続にかかる時間を2割以上削減するという目標を立て、この目標達成のために現在も継続して強力な取組を行っております。

私からは以上です。

司会 それでは、質問を受けたいと思います。質問がおありの方は挙手の上、指名を受けたら所属とお名前をお名乗りいただき、どなたへの質問が明らかにした上で質問いただければと思います。

記者 議長と金丸議長代理に伺いたいのですが、10ページの農協改革の着実な推進のところの記述について、一定の進捗が見られたという評価の後に課題が書かれていますけれども、その中の一つ、信用事業の健全な持続性についてということですが、この文言といいますか指摘に込められた問題意識について、お二人からお話をいただきたいと思っております。最後といたしますか地域農協の自己改革、さらなる進捗が強く期待されるということですが、具体的にどういう改革について期待をされているか。

その前段では、農業所得の向上だとか資材の引き下げというようなことはある意味、取り組むのは当たり前というのもあるかと思っておりますけれども、この最後のところで言われていることはどういうこととお思いになるのかということと、自己改革の実施状況を把握した上でというのは、引き続きヒアリングなどを行っていくということなのか、その点について、お話をお伺いできればと思います。

金丸議長代理 議長と特に相談しているわけではないですが、そんなに間違いがないのではないかとってはいます。今の御質問、これは規制改革会議の中でも申し述べたことですがけれども、特に全農改革等については、今、全農さんが進めておられる改革メニューの中身についてはなるほどと思うところが多くて、そこは一定の評価をしています。ただ、国際比較であるとか、農業者から見てホームセンターでありますとか、そういったところ

の資材と相対比較したときにどうかということが課題としては残っていますので、より一層の資材価格の引き下げは必要であろうということであります。

一番ポイントの信用事業の健全な持続性については、信用事業というのは特に系統が行われている金融業というのはグローバルな市場で運用なさっておられて、そういう意味では、日本のローカルで自己完結できるような状況ではなく、グローバル市場の変化にさらされているわけではあります。

農林中金様がもう自ら問題意識を持っておられると思いますけれども、要するに外貨の調達コストあるいは調達量についても相当意識しなければいけませんし、何よりもビジネスモデルとして、預金を集めたら、その預金は利ざやがあって金利が取れてということが今、マイナス金利ですから、預金を集めるということが逆に企業経営にとっては、どちらかという苦痛になるわけですし、それが同じような地方にある金融機関の悩みでもあるわけですから、そういう意味で、私としては、自己改革をおやりになる中で、自らが総合農協として金融サービスをすごく中核になさるのであれば、御自身でリスクを把握なさって、そのリスクについて前もっていろいろな手を打たれてほしいなという思いを込めています。

この実施事項のところなのですけれども、これはもうごく当たり前のことを普通に書いているので深い意味はございませんで、多分系統の皆さんも農協改革集中推進期間というのは新しい法改正がなされる手前の準備期間として猶予期間として与えられていたと思いますので、もちろん、その間に改革をなされたわけですが、改革というのは終わりが無いのはどの組織でも当たり前ですから、それは引き続きおやりになるのではないかなと思っています。

自己改革の実施状況を把握した上でというのも、これは次の規制改革推進会議の後継がどんな組織設計をされて、どんな方針で運用されるか次第ではないかなと思いますけれども、普通に評価というのがあって、そして、自己改革の取組をなさるところへは、多分、政府全体で応援をするということではないかと思っています。

以上です。

大田議長 ほぼ同じ答えです。信用事業についてはマイナス金利の中で金融事業全般が大変厳しくなっております。どの金融機関も改革を迫られているわけですから、農協の信用事業も、たとえ農協改革がなくてもやらなくてはいけなかったことだろうと思います。預金を集めてそれを貸し出すというだけのビジネスモデルでは収益が上げられなくなっておりますので、果たしてこれから信用事業でどのようなビジネスモデルが描けるのかというのは大きい問題として残されております。

また、農協改革は、農業者の所得を向上させるということが大きい目的です。改革が本当に農業者の所得の向上につながっているのかというのは常に検証しなければいけないと思います。実際にワーキング・グループの議論でも、農業の現場におられる専門委員から、資材価格は実際には下がっていないという御発言がありました。農協改革はしておられる

のですが、実際に資材価格が下がり、農業者の方の所得向上につながっているということの検証が大変重要だと思っています。

実施状況の把握については、金丸さんが言われたように、これは自己改革ですから、まずは自ら把握しなければいけませんし、なさるでしょう。私どもの任期はこれで終わりますので、後は後継組織に引き継ぎたいと思います。

以上です。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 新たな需要に応える旅客貨物事業の規制改革について議長にお尋ねしたいのですが、きのうの未来投資会議でも自家用有償運送の拡大について、次の通常国会に道路運送法の改正案を提出するというように決まったと聞いておるのですが、内容については規制改革推進会議でも再三、御主張なさっていたタクシー事業者そのものが自家用有償運送できるということにはならない形で法改正されるというように伺っているのですが、それについての御感想と、この56ページには第3次答申の趣旨を踏まえて引き続き検討を行うべきであるというのは、先ほどの質問にあったのと同じように後継組織で引き続き要求をしていくということになるのでしょうかということをお尋ねしたいのです。

大田議長 東京オリンピック・パラリンピックまでに新たなタクシーサービスを、ということで提言してきました。これについては未来投資会議でも議論がなされて総理からの御発言もあり、新たな制度ができるということで、そのことについては歓迎しております。

現在、交通空白地においてNPOまたは自治体の実施主体となって自家用有償運送事業を行っていますが、実際の運営はタクシー会社に委託できるとなっています。委託ができるのならタクシー会社が実施主体となって経営そのものを担うということがなぜできないのかということ、私どもはずっと議論してまいりました。

交通空白地の自家用有償運送事業は補助金のもとに成り立っています。これから、交通空白地は人口減少の中で増えていく可能性があります。過疎地だけではなく、報告書56ページに書きましたように、大都市であってもタクシーを拾えないところがありますし、深夜時間帯とかイベント開催時なども交通空白地といえます。ここを補助金に依存した事業ではなくて、実際に事業をしたいというタクシー会社がいたら、新たな形でサービス提供できることが望ましいということを目指してまいりました。今回、一歩進みましたので、今後のことは後継組織に委ねたいと思います。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 医療・介護分野で座長と議長に2点伺いたいのですが、1点目なのですが、リアルワールドデータの利活用について伺いたいのですが、物にもよるとは思うのです。23ページです。すみません、データと書かれていると思うのですが、データの利活用についてのところなのですが、一般的にリアルワールドデータと言うと思うのです。

司会 リアルワールドデータというのは彼女の使っている言葉で、ここの23ページにはデータと書いているところですね。

記者 すみません、データと書かれています。

大田議長 報告書の「データ」と同じことですか。

記者 はい。多分同じだと思います。

大田議長 わかりました。

記者 データの利活用について伺いたいのですが、この中で見ますと、一つは患者さんの医療提供というところがかなり重点を置かれているかなというように思うのですが、新薬開発ですとか革新的技術の創出といったところまで使うというお考えがこのあたりですと少し見えている部分が少ないかなという印象を受けたのですが、どう考えているのかというのを伺いたいというのが1点目です。

もう一点なのですが、患者による医薬品情報へのアクセス改善、27ページにあると思うのですが、この適正使用というところで客観的な情報提供というところがあるのですが、企業の提供する情報ですと、たとえ疾患情報であっても客観的かどうかというのは結構難しいところがあると思うのですが、このあたりの実施事項について具体的なイメージがありましたら教えていただければと思います。

林座長 御質問ありがとうございます。

データの利活用については、データのエコシステムを考えますと、特に医療情報につきましては、まずは患者個人から出発したパーソナルデータがあります。それを集約してビッグデータとして活用する場面もあります。

今回、データポータビリティという言葉は使っておりませんが、(1)の「データ利活用の促進」のうちのAで挙げている「個々人が」というのは、まさに個人が自分自身の情報を利活用できるようにするということに視点を当てております。その情報を自分の同意のもとで、さらに企業などが製薬の開発、分析などに使うところはその先の話になります。(1)のイの標準化にも通じますが、ウの「包括的な環境整備」の中で、現在は個人情報保護法制のもとで同意を起点として第三者提供するという構造になっており、これが条例の2,000個問題など複雑な状況なのでデータ利活用が進んでいないのですが、こういった包括的な環境整備をして、今、おっしゃられたようなパーソナルデータの利活用がより進むようにということを想定しております。

26ページのカのところでも、そういったパーソナルデータをビッグデータにしたものについて現在もNDBがございますが、それをさらに民間開放してより活用できるようにしようということを掲げています。このように、データのエコシステムにおける段階ごとの活用促進という視点で、それぞれの論点をまとめております。

もう一つ、患者の情報へのアクセス改善ですね。27ページの(2)の患者による医薬品情報へのアクセス改善のところは、現在、製薬企業の側が薬剤に関する情報提供をするときに、どこまでが広告なのかという広告の定義が不明確であるという意見があって、そのために、本来、患者さんのほうが知りたい情報までメーカー側の萎縮、自制が行われるために入手できないといった患者さんからの声がありまして、それをもとに実施事項として

は、そのこのところの交通整理をしようということであります。もちろん、詐欺的な情報が出されたりすることは防止しなければなりませんので、この実施事項のところでは、その点を考えた慎重な表現になっていると理解しております。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 大田議長にお伺いしたいのですが、非常に大部の答申で盛りだくさんの内容で、どこを切り取ったらいいのかなと迷ってしまうぐらいいろいろボリュームがある内容だと思います。その中で地方銀行の出資規制なのですが、これは大臣の持ち込みということによろしいでしょうか。

大田議長 はい。大臣からこういう御要望があるのだが、ということで御相談がありました。御要望の場合はどなたからでもホットラインに出していただくことにしておりますので、地方銀行協会からホットラインに要望が出されました。

記者 この大部の答申の中で、ほかにはありますか。持ち込みはこれ1件だけですか。

大田議長 いろいろな御要望は全部ホットラインに寄せていただいております。

記者 片山さん持ち込みはその1件だけ。

大田議長 片山大臣からの御要望で、私が御相談を受けたのはその1件です。

記者 大田議長、今回で3年間なされたということですが、過去にこの3年間で大臣由来の案件はございますでしょうか。

大田議長 にわかに思い出せませんが、それは別に珍しいことではないと考えております。規制改革をやっておりますと、私に対してもこんな規制は何とかならないのだろうかという御相談があります。それは全てホットラインに寄せていただくようにしております。

記者 一般的には珍しいことではないかもしれませんが、大臣からは珍しいという感じですか。

大田議長 ほかに何かありましたか。

原座長 全く念のためなのですけれども、大臣が案件を持ち込んだ、それが政治的で何か問題ではないかという御指摘をされようとしているのだとしたら、根本的な勘違いです。規制改革のプロセスを補助金の申請とか許認可のプロセスなどと勘違いされていると思います。

規制改革のプロセスというのは、現行の規制で機能不全や課題があるのかどうかを探し出す。その過程で多くの方が問題提起をされることがあり、これを参考にします。それを受けて関係省と協議をして改善すべところを改善する。改革が実現をしたら、問題提起をされた人だけでなく広く社会全体が利益を受けるのです。たまたま大臣になったら問題提起をできないなどということはありません。それが何か珍しいことであるなどということもあり得ない。

以上です。

記者 珍しいかどうかは質問しただけであって、原さん、そんなに熱くならないでくだ

さい。

原座長 そういう質問をされること自体が、何でそんな質問をされているのですか。

記者 だから、1件だけかどうかを確認したかっただけです。

原座長 質問することに意味がないと思います。価値のない質問だと思います。

記者 質問は自由ではないですか。

大田議長 いろいろなルートでホットラインに要望が集まり、そこで専門チームをつくって検討しているということです。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 冒頭で安倍総理の発言を御紹介された中で、これは恐らく大田議長の認識だと思うのですが、現在は時間がかかり過ぎていて、そういう問題があってスピードを生かしてほしいという、これは大田議長の御認識だと思うのですが、そのあたりの何か問題意識を改めてお話をいただければと思うのです。

大田議長 今日は限られた時間の中で、部会長、ワーキングの座長が、総理に御報告いたしました。そして、本会議については私が一言次のようなことを申し上げました。

総合取引所については第1次安倍内閣から12年の歳月をもって実現の運びになった。これは喜ばしいことではあるけれども、時間がかかり過ぎている。こういった時間軸では日本の技術力や人材が十分に生かされない。この危機感を後継組織に引き継ぎたいと。そのようなことを申し上げて、総理がそれを引用してくださったということです。

司会 よろしいでしょうか。

それでは、記者会見、これにて終了させていただきたいと思います。お疲れさまでした。